

視察報告書

平成30年 4月20日

府中市議会議長 様

会 派 名 市民クラブ

日 時	平成29年5月16日（火曜日）
視 察 先	岩手県紫波町（オガール）
視察項目	公民連携事業・オガールプロジェクトについて
参 加 者	小川敏男 水田豊 土井基司
視察内容	公民連携事業・オガールプロジェクトの取り組みについて、府中市の活性化の施策の参考にするため、赴いた。事業の経緯と理念について、質問したところ、青森の中心市街地活性化の失敗例から学び、地域の実情にあわせた＝身の丈に合った開発を目指しているということだった。 事業の仕組みは、町有地に公共施設を整備し、それ以外の町有地を売却または賃貸し、その賃貸料などを公共施設などの整備費用に充てるというもので、当面、紫波中央駅前に公共施設と民間施設の立地による複合開発を進めており、役場や図書館は、民間施設との複合施設となっている。 事業の概要 JR 紫波中央駅西側一帯の町有地 10.7ha を中心とした都市整備を図るため、町民や民間企業の意見を反映させて、平成21年（2009）3月に「紫波町公民連携基本計画」を策定した。この計画に基づく紫波中央駅前都市整備事業を「オガールプロジェクト」と称している。「オガール」は、岩手県などで「成長する」ことを意味する「おがる」と、フランス語で「駅」を意味する「Gare」（ガール）を組み合わせた造語である。このエリアを出発点として紫波町が特続的に成長していく願いが込められている 計画面積；21.2ha 〔町有地〕10.7ha 含む） 事業期間；第1期・交付金対象 平成21年4月～平成26年3月 概算事業費 紫波町公有分 59億1,000万円（庁舎整備31億円を含む） 民間活用想定面積；町有地10.7haのうち約5.58ha
所 感	「中心市街地活性化の失敗例から学ぶ」「身の丈に合った計画」という言葉が印象的だった。行政は華やかな成功例ばかりを取り上げがちだが、失敗例をしっかりと学ぶこと、分相応を意識することも重要だと改めて確信した。 オガールプロジェクトは、これから旧中心街の再活性化にとりくようだが、真価が問われるのはこれからだと思う。引き続き注視していきたい。

視察報告書

平成30年 4月20日

府中市議会議長 様

会 派 名 市民クラブ

日 時	平成29年5月17日（水曜日）
視 察 先	秋田県大仙市（市立大曲病院）
視察項目	地域医療・精神医療政策について
参 加 者	小川敏男 水田豊 土井基司
視察内容	湯が丘病院は老朽化が進み、特に第5病棟は築45年経っており建替えは急務だが、議論は進んでいない。また建替えが必要なのは第5病棟だけではなく、建替えにあたっては新基準に沿った計画、例えば個室の確保などが必要となり立地も考慮にいれなければならず、建設費用の工面をどうするかといった問題も山積している。現在湯が丘病院は、病院の将来像を確立し、それに見合った建替え計画を確立するためコンサル会社に調査を依頼している。 公立精神科病院のほとんどは、都道府県が経営しているおり、市立の精神科病院は大仙市の大曲病院と府中市の湯が丘病院の2つだけであり、経営・将来方針の参考とするため赴いた。 大曲病院はもともと100床の精神科・神経科の病院だったが、認知症患者の増加を受け、現在、70床の精神病棟と50床の認知症病棟を経営している。 平成29年3月に対象期間を平成29年度から32年度までとする「市立大曲病院 新改革プラン」を策定し、公営企業繰出基準内での一般会計の繰り出しと経常収支比率100%を目指している。
所 感	大曲病院は、日光の差し込む明るい病院で、認知症患者の入院スペースは特別養護老人ホームと変わらない印象だった。 県北の精神医療を担う湯が丘病院が、急増する認知症対策などの治療に役立つ病院としての機能を充実し、県や関係機関の協力を求めながら、建替え計画がスムーズに前進するよう期待したい。

視察報告書

平成30年 4月20日

府中市議会議長 様

会 派 名 市民クラブ

日 時	平成29年5月17日（木曜日）
視 察 先	秋田県湯沢市
視察項目	歴史遺産を生かしたまちづくりについて
参 加 者	小川敏男 水田豊 土井基司
視察内容	旧芦品郡役所庁舎（府中市歴史民俗資料館）の移築・活用が検討されており、その参考とするため、雄勝郡会議事堂記念館の保存・活用、庁舎建物保存の経緯、保存活用の今後の方向、文化財としての保存と利用促進の両立について、詳細を確認し参考とするため、視察に赴いた。 雄勝郡会議事堂は1892年（明治25）に落成した2階建て洋風建築物で、1975年、秋田県指定有形文化財に指定され、1985年に大規模改修工事を行ない、「雄勝郡会議事堂記念館」（議場・常設展示の見学無料。会議やイベント等での利用可、一部は有料）となった。 建設当時の姿を基本的に維持しながら、市役所別庁舎や図書館として長期間利用されてきたが、現在は市民ギャラリー的な使用で市民の交流スペースとして活用されている。
所 感	利用頻度はそれほど高くないようだが、市民の交流スペースとして有効に活用されている。指定文化財として消防法や建築基準法の適用が除外されているが、利用頻度が低いことで、安全面はそれほど問題になっておらず、保存と活用が無理なく両立していると感じた。